

別表

(1) 老人福祉施設整備事業

	対象施設	市基準額
1	特別養護老人ホーム (老人ショートステイ用居室含む)	定員 1 人あたり 3,712,000 円
2	養護老人ホーム	定員 1 人あたり 4,083,000 円

(2) 大阪府地域医療介護総合確保基金事業

地域密着型サービス等施設整備補助事業

	対象施設	市基準額
1	特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）	大阪府知事通知による配分基礎単価
2	施設内保育所	大阪府知事通知による配分基礎単価

ただし、「大阪府知事通知による配分基礎単価」とは、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）の制定について

別紙「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）」別表 1 に定められている「配分基礎単価」とする。

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

	対象施設	市基準額
1	特別養護老人ホームのユニット化	大阪府知事通知による配分基準単価
2	特別養護老人ホーム（多床室）の プライバシー保護のための改修	大阪府知事通知による配分基準単価

ただし、「大阪府知事通知による配分基準単価」とは、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）の制定について」

別紙「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）」別表 4 に定められている「配分基準単価」とする。

(3) 老人福祉施設の老朽化に伴う改築整備事業

対象施設	市基準額
特別養護老人ホーム (老人ショートステイ用居室含む)	定員 1 人あたり @3,712 千円× $\frac{(\text{整備後の経過年数}) - (\text{介護保険制度導入後の年数})}{(\text{整備後の経過年数})}$ ※介護保険制度導入後は、積立ができたものとして相当分を差引く。 ※整備後の経過年数については、申請年度の 4 月 1 日を起点とする。 ※算出された市基準額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。